

令和4年2月24日

福岡市政記者クラブ各位

福岡市交通安全対策会議
(市民局生活安全部防犯・交通安全課)

「第11次福岡市交通安全計画」を策定しました

令和4年1月18日に開催した福岡市交通安全対策会議において、「第11次福岡市交通安全計画」を策定しましたので、お知らせいたします。

この計画は、福岡市の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と、施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定める5か年（令和3年度～7年度）の計画で、概要版を添付しておりますので、ご参照ください。

つきましては、市民の皆さまに広く周知・広報したいと考えておりますので、記事の掲載につき、ご配慮いただきますようお願いいたします。

【閲覧・配布場所】

市民局防犯・交通安全課（市役所7階）、情報公開室（市役所2階）、
情報プラザ（市役所1階）、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

○配布資料：「第11次福岡市交通安全計画」

「第11次福岡市交通安全計画（案）」に対する市民意見への対応

※計画は福岡市のホームページにも掲載します。

（令和4年3月1日（火）11時 公開）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/seikatsuanzen/opinion/dai11jifukuokashikoutuanzenkeikakuwosakuteisimasita.html>

【問い合わせ先】福岡市交通安全対策会議事務局 小畑
(市民局防犯・交通安全課) TEL 711-4060 (内線1770)

第 1 1 次福岡市交通安全計画の概要

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

交通安全対策基本法に基づき、福岡市における陸上交通（道路、鉄道、踏切道）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画

上位計画である福岡県交通安全計画に基づくとともに、福岡市の実情を踏まえ、昭和 47 年以降、10 次にわたり計画を策定

第 11 次交通安全基本計画
(令和 3 年 3 月 29 日策定)

第 11 次福岡県交通安全計画
(令和 3 年 8 月 31 日策定)

第 11 次福岡市交通安全計画

(2) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

2 第 1 1 次計画の基本理念

- (1) 交通事故のない社会を目指した取組みの実施
- (2) 人優先の交通安全思想を基本とした施策の推進
- (3) 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

3 これからの 5 年間（計画期間）において特に注視すべき事項

- (1) 人手不足への対応
- (2) 先進技術導入への対応
- (3) 高まる安全への要請と交通安全
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

4 計画の内容

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通の安全についての目標

1 道路交通事故の現状

第 10 次計画期間中における交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移

年	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数（件）	10,633	10,072	8,821	7,758	6,213
うち自転車事故	2,246	2,271	1,859	1,770	1,439
うち飲酒運転事故	46	43	41	39	31
死者数（人）	31	20	23	18	14
うち高齢者	11	12	14	9	9
負傷者数（人）	13,522	12,477	10,912	9,466	7,483

(参考) 第10次計画の目標と実績

	目標	実績(令和2年)
年間の交通事故死者数	20人以下	14人
年間の交通事故発生件数	9,500件以下	6,213件
年間の自転車事故発生件数	2,100件以下	1,439件
飲酒運転による交通事故	撲滅	31件

第10次計画期間中における主な事故の特徴

- (1) 令和2年中、全交通事故の57.5%が交差点及び交差点付近で発生し、脇見運転等による事故の割合が全体の67.2%
- (2) 令和2年中、高齢者が関連する交通事故が全体の26.5%、死者数のうち64.3%が高齢者
- (3) 高齢運転者の交通事故件数は減少傾向だが、高齢運転者の交通事故発生件数の割合が増加傾向
- (4) 自転車関連事故は、県や全国に比べると、人口当たりの発生件数が高い
- (5) 令和2年中、県内の自転車関連事故の43.9%が福岡市内で発生、交通事故発生件数に占める自転車関連事故の割合は県下平均と比較すると高い
- (6) 令和2年中、自転車関連事故の72.8%が交差点及び交差点付近で発生
- (7) 飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるが、年間で30件以上発生

2 今後の道路交通安全対策を考える視点

<重視すべき視点>

- (1) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- (2) 高齢者及び子どもの安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 飲酒運転の撲滅
- (5) 先端技術の活用推進
- (6) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (7) 地域が一体となった交通安全対策の推進

3 第11次計画における目標

- (1) 交通事故死者数及び交通事故発生件数
令和7年までに、年間の交通事故死者数 11人以下
年間の交通事故発生件数 5,700件以下
- (2) 自転車事故発生件数
令和7年までに、年間の自転車事故発生件数 1,300件以下
- (3) 飲酒運転による交通事故
不断の取組みを進め、飲酒運転の撲滅(ゼロ)を目指す